3　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　調達機関による物品及びサービスの調達であって、同一の締約国の他の調達機関から行うもの又は締約国の調達機関と当該締約国の地域政府若しくは地方政府との間で行われるもの

(b)　契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（贈与、借款、出資、財政による奨励、補助金、保証、協力のための取決め及び支援の約束を含む。）

(c)　国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを直接の目的とする調達

(d)　研究及び開発のサービスの調達

(e)　調達を行う締約国の区域外における物品及びサービスの調達であって、当該調達を行う締約国の区域外における消費のために行われるもの

(f)　公共部門への雇用契約

(g)　国際機関の特別の手続若しくは条件により行われる調達、又は国際的な贈与、借款その他の援助により供与された資金で行う調達であって適用される手続若しくは条件がこの章の規定に適合しないもの

(h)　締約国の調達機関以外の者から受領した贈与及び支援を目的とした支払を資金とする調達

(i)　土地、既存の建築物その他の不動産の取得若しくは借入れ又はこれらについての権利の取得

(j)　軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手続又は条件により行われる調達

(k)　国庫に係る取引の代行若しくは預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス又は公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証書、派生商品その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得

4　いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

第十七・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「建設・運営・移転に係る契約」及び「公共事業に関する特別の許可に係る契約」とは、契約上の取決めであって、その主たる目的が物理的基盤、工場、建築物、施設又は他の政府所有の建造物の建設又は復旧であり、かつ、供給者による当該契約上の取決めの実施の対価として、調達機関が当該供給者に対し、このような建造物について定められた期間の一時的な所有権を与えるもの又は契約期間中当該建造物を管理し、及び運営し、並びに当該建造物の使用に対する支払を要求する権利を与えるものをいう。

(b)　「参加のための条件」とは、潜在的な供給者が調達の過程に参加し、又は入札書が考慮されるために満たさなければならない最低限の条件をいう。当該条件には、認定手続又は確認手続を行うための要件を含めることができる。

(c)　「書面」とは、文言又は数字による表記であって、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(d)　「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

(e)　「常設名簿」とは、参加のための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であって、締約国が複数回使用する意図を有するものをいう。

(f)　「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

(g)　「調達機関」とは、附属書十三（政府調達）に掲げる機関をいう。

(h)　「公表」とは、公衆により広く入手可能であり、かつ、容易に閲覧可能である電子的媒体又は紙面により情報を周知させることをいう。

(i)　「選択入札」とは、調達機関により入札を行うよう招請された供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

(j)　「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

(k)　「供給者」とは、調達機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

第十七・三条　内国民待遇及び無差別待遇

1　一方の締約国は、対象調達に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　締約国は、対象調達に関する措置について、次のことを行ってはならない。

(a)　国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者よりも不利に取り扱うこと。

(b)　国内に設立された供給者が、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

3　この条の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

4　各締約国は、自国の調達機関が対象調達を実施するに当たって、この章の規定を遵守することを確保する。

5　対象調達のために締結される契約に基づく全ての発注は、1及び2の規定に従って行う。

第十七・四条　原産地規則

いずれの締約国も、対象調達のための物品又はサービスに関し、自国が通常の貿易において当該物品又はサービスについて適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

第十七・五条　契約の評価

1　調達がこの章の規定に基づく対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、

(a)　評価については、全ての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料、利子その他契約に規定する収入源を含む。）を考慮する。

(b)　調達機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達も分割してはならない。

(c)　調達計画が選択権条項を必要とする旨定め、又は選択権条項の可能性を定める場合には、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む調達の最大限の総額とする。

2　物品若しくはサービスの借入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

(a)　期間の定めのある契約の場合には、

(i)　当該期間が十二箇月以下のときは、当該期間における契約の最大限の見積総額

(ii)　当該期間が十二箇月を超えるときは、見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額

(b)　期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額

(c)　期間の定めのある契約となるか否か確かでない場合には、(b)の規定を用いる。

第十七・六条　調達の効果を減殺する措置の禁止

締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。調達の効果を減殺する措置とは、国内の物品若しくはサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

第十七・七条　技術仕様

1　技術仕様は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。

2　適合性評価手続に関する要件は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、定められてはならない。